

治 癒 証 明 書

千葉県立薬園台高等学校

年 組

氏名：

1. 病名：

2. 治療期間：

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

上記疾患はほぼ治癒し、他に感染のおそれなく、登校しても差し支えないものと認めます。

医療機関及び医師名

令和 年 月 日

印

【担任記入欄】 出席簿上の出席停止（公欠）期間

令和 年 月 日 () 限 ~ 令和 年 月 日 () 限

学校感染症と出席停止

学校内において、感染症の発生と蔓延を最小限にとどめるために、下表に示す感染症に罹った場合には『出席停止』を指示しています。医師により治癒が証明されるまで登校することはできませんが、通常の欠席（病気、怪我、家事理由等）とは区別されます。

【診断後の手続き】

1. 医師により学校感染症に該当する病名の診断、および出席停止の指示を受けたら、速やかに担任へ連絡してください。
その際、病名と出席停止期間についてお知らせください。
2. 医師の指示に従い、家庭で療養に努めてください。
3. 病気が治癒したら、必ず医師に『治癒証明書』等へ記入してもらい、登校初日に担任へ提出してください。
『治癒証明書』はこのページからダウンロードするか、保健室へ取りに来てください。
病院等で発行する様式でも差し支えありません。
病院で『治癒証明書』へ記入して頂く際に、料金がかかる場合があります。ご了承ください。

主な学校感染症

分類	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）重症急性呼吸器症候群（SARS）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ※	

※ **その他の感染症**とは、学校教育活動の中で流行を広げる可能性のある感染症を、医師の判断において出席停止の措置をとることができます。

（例）感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ウィルス性肝炎